

水質の基準値について

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下 ※令和4年度以降 20CFU/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下 ※令和4年度以降 300CFU/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下 ※令和4年度以降 1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEに掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が 認められない。	2 mg/l 以上	—

(注) 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度